

令和 8 年第 2 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）

○議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火）午前 10 時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 35 号 尾鷲市監査委員条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 36 号 尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 37 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 38 号 令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 6 | 議案第 39 号 工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）
（提案説明、審議留保） |
| 日程第 7 | 報告第 8 号 令和 7 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 8 | 報告第 9 号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 8 年度事業計画及び予算について
（報告、質疑） |

○出席議員（10 名）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 番 小 川 公 明 議員 | 2 番 西 川 守 哉 議員 |
| 3 番 野 田 憲 司 議員 | 4 番 入 田 真 嘉 議員 |
| 5 番 佐々木 康 次 議員 | 6 番 中 井 勇 気 議員 |
| 7 番 南 靖 久 議員 | 8 番 仲 明 議員 |
| 9 番 中 村 文 子 議員 | 10 番 西 野 雄 樹 議員 |

○欠席議員（0 名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	小 川 隆 子 君
市 長 公 室 長	濱 田 一 多 朗 君
市 長 公 室 調 整 監	下 田 義 治 君
総 務 人 事 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	山 口 修 史 君
税 務 課 長	山 本 圭 蔵 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	西 村 美 克 君
福 祉 保 健 課 長	三 鬼 基 史 君
福 祉 保 健 課 参 事	丸 田 智 則 君
環 境 課 長	神 保 崇 君
商工観光事業推進課長	湯 浅 大 紀 君
水産農林事業推進課長	芝 山 有 朋 君
水産農林事業推進課参事	千 種 正 則 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
建 設 課 参 事	上 村 元 樹 君
水 道 部 長	大 和 秀 成 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	竹 平 専 作 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	高 濱 宏 之 君
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課	松 井 真 路 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	柳 田 幸 嗣 君
教育委員会学校教育課長	山 本 浩 蔵 君
教育委員会文化・スポーツ振興課長	世 古 基 次 君
監 査 委 員	西 謙 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	北 村 英 之 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
事務局次長兼議事・調査係長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
濱 野 敏 明
世 古 紋 加

〔開議 午前 9時59分〕

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、佐々木康次議員、6番、中井勇氣議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第35号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」から日程第6、議案第39号「工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）」までの計5議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました5議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和8年第2回定例会の開会に当たり、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされたわけでございますが、議員の皆様と共に、「チーム尾鷲」となって市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず、今月2日、3日にかけての台風6号についてであります。

本市においては、観測雨量が500ミリメートルを超える記録的な大雨でしたが、一部地域での停電や列車の運休、道路の通行止め、漁業においては、漁港への漂着ごみや定置網などで若干の影響がありましたが、大きな被害もなく、また、避難所開設により最大39名の皆様が避難されましたが、人的被害もなく、大変安堵しております。

今後の台風シーズンを迎えるに当たり、関係機関の皆様などとの連携を図りながら、なお一層の安全安心な体制整備に努めてまいります。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明と

市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

スポーツ振興ゾーンにおける「国市浜公園野球場」につきましては、本年2月から3月にかけて広く愛称募集を行い、226件の応募から「尾鷲ヤーヤスタジアム」に決定するとともに、4月30日に完成いたしました。

現在、中部電力により南門橋の建設工事が進められておりますが、完成により、公園への新たな出入口と避難経路の確保が図れるものと考えております。

また、南門橋完成までの期間を利用いたしまして、新球場が多くの市民の皆様から愛され、親しまれるよう、市内の小中学校や各団体に見学や内覧会を呼びかけ、真新しい球場の姿をお披露目するなどPR活動を行っており、御参加いただいた皆様から大変好評をいただいております。

今後、7月19日には、新球場の落成式典を開催させていただく予定であり、式典当日は、多くの御来賓の皆様の御出席や一般の皆様に御来場いただき、完成を祝いたいと考えております。

そして、8月9日には、本市の未来を担う尾鷲野球少年団や尾鷲中学校野球部などによる記念試合を予定しております。

なお、一般利用の開始につきましては、記念試合の翌日である8月10日からとし、利用の申込みにつきましては、明日、6月10日から受付いたします。

次に、大型製材工場の誘致につきましては、現在、事業者グループにおいて、新たな製材技術の確立に向けた技術開発に鋭意取り組んでおり、最終調整段階に入っている状況との報告を受けております。

また、バナメイエビの陸上養殖事業につきましては、養殖プラント建設に係る概略検討や、中部電力との用地協議、加えて、稚エビ調達の協力体制の構築について、関係者と協議が進められているとの報告を受けております。

現在、中東情勢の先行きの不透明感があり、結果として、計画の進捗に遅れが出ている状況ではありますが、雇用の創出と地域経済の活性化に向け、企業誘致を積極的に推進してまいります。

次に、コミュニティーセンター整備についてであります。

本市に12施設あるコミュニティーセンターは、各種講座活動やサークル活動、健康づくりなど、市民の皆様の文化的、健康的な生活の拠点として、年間延べ2万6,000人を超える皆様に御利用をいただいております。

そのような中で、三木浦コミュニティーセンターにつきましては、唯一、民間施設を借用し設置している施設であり、長年にわたり地域住民からの建設要望がありました。

このことから、私といたしましても建設に向け、鋭意検討を進めておりましたが、ようやく土地・建物の所有者から三木浦コミュニティーセンターの建設に役立てていただきたいと無償譲渡の了解を得たことから、本定例会において、同センター建設の関連予算を計上させていただきます。

今後、市民の皆様、議員の皆様の御理解をいただきながら、地域住民の御意見をお聴きし、本年度に用地取得、令和9年度に設計と既存建物解体、令和10年度の建設工事へと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、商工振興等についてであります。

現在、物価高騰の影響を受けている市民の皆様の生活を応援するとともに、市内の消費の拡大を促し、地域経済の活性化を図るため、地域振興券及びプレミアム付商品券の二本立ての事業を実施しております。

地域振興券については、本年4月に地元企業で使用可能な地域応援券を1人当たり6,000円分、全世帯に送付いたしました。

また、プレミアム付商品券については、1万円で1万3,000円分になるプレミアム率30%の商品券を、1人当たり2冊まで購入できる引換券を本年5月に全世帯に送付し、5月18日から販売を開始しております。プレミアム付商品券の販売期間は7月31日までであり、お早めに御購入いただければと思います。

なお、地域振興券とプレミアム付商品券の使用期限は11月30日までとなっておりますので、多くの市民の皆様の御利用をよろしくお願いいたします。

また、全国的な物価高騰による御家庭への負担を軽減するため、国の重点支援地方交付金を活用し、6月から8月までの3か月間の水道基本料金の減免を行うことで、度重なる物価高騰の影響を受ける市民及び事業者の皆様を支援してまいります。

次に、本年度で3回目となる尾鷲高校の生徒を対象とした合同企業説明会を、38事業者の就職担当者参加の下、4月22日に尾鷲高校で開催いたしました。地元にも魅力的な企業があることを知る機会となり、生徒の皆さんと参加企業・団体の双方にとって、有意義な説明会になったものと考えております。

5月16日には尾鷲商工会議所主催による「第12回尾鷲旬のコツまみバル」

が開催され、市内外から多くの皆様にお越しいただき、町なかに大きなにぎわいが生まれました。

これもひとえに、主催者である尾鷲商工会議所をはじめ、参加店舗の皆様、関係者の皆様の御尽力のおかげであり、この場をお借りし、改めて感謝申し上げる次第でございます。

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備についてであります。

昨年入札不調となりました体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備工事につきましては、実勢価格をより反映する形で再積算を行うとともに、工期を令和9年9月30日までとし、去る5月18日に再入札を行いましたところ、入札が成立し、特定企業団体「伊藤・丸昇特定建設工事共同企業体」が落札いたしました。

この結果を受け、本定例会において、当該工事請負契約に係る議案を提出させていただきます。

今後につきましては、具体的な工事のスケジュールや進捗状況に応じて、中央公民館や市立図書館の利用に影響が生じることから、その内容が分かり次第、利用者や関係者への丁寧な説明と調整、市民の皆様への周知をしっかりと行ってまいります。

また、図書館における移転準備作業をはじめとして、新図書館の開設準備、体育文化会館のリニューアル準備、中央公民館への本庁別館機能の複合化や「こどものリビングルーム」整備など、必要な工程について順次、粛々と遂行し、子供から高齢者まであらゆる世代にとっての居場所や交流の場となり、本市の文化・スポーツ活動の拠点となる施設整備を着実に進めてまいります。

次に、尾鷲総合病院についてであります。

尾鷲総合病院は、本地域における唯一の公立病院として、救急医療や周産期医療、新興感染症への対応など、地域の医療の中心的な役割を担い、市民の皆様の命と健康を支えております。

しかし、公立病院の経営状況は深刻な問題を抱えており、全国では独立行政法人への民営化や指定管理による民間委託、さらには閉院などのニュースが相次ぎ、尾鷲総合病院におきましても経営状況は非常に厳しく、維持、存続のためには医療収益の増収は喫緊の課題と考え、本年度から医事部門を独立させ医事課を立ち上げ、6月からの診療報酬の改定に対しましても、入念に精査し、取り組んでいくところであります。

しかしながら、今回の診療報酬の改定は、大きく増額を見込めるほどの改定率ではなく、依然として本市のような僻地や過疎地域の医療を担う小規模の病院において、急性期病院を維持していくには大変厳しく、人口減少による医療マーケット自体の縮小、人手不足など、構造的な問題となっております。

このように、地域で救急を支える基幹病院が単体で地域のニーズに応えるには機能的にも経営的にも困難が生じており、医療機関の機能の分化と連携を進めるとともに、「求められる医療」に対し、それを担えるだけの医療体制が確保できるのか、そのすり合わせが必要であり、それには市民の皆様の御理解と御協力が不可欠であると考えております。

私といたしましては、これまで幾度となく申し述べてまいりましたが、交通アクセスなど地理的な要件や、増加する高齢者の救急搬送に対応するためにも、尾鷲総合病院においては、救急医療を中心とした医療提供体制は必ず維持、存続させてまいります。

その上で、本年度は一般会計から約2億円の負担金を増額しておりますが、今後の経営状況を見極めながら、不採算部門の医療機能の在り方や経費構造のさらなる精査を早急に行い、持続可能な地域医療を継続してまいります。

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第35号から報告第9号までの7件としております。

その内訳といたしましては、条例の一部改正が3件、予算関連が1件、その他が1件、報告が2件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

1ページを御覧ください。

議案第35号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正があったことから、引用条文の整理が必要となったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第36号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、市民の皆様の外出支援及び地域生活の維持を図るため、市内に住所を有する65歳以上の方、小学生以下の方、身体障害者手帳をお持ちの方、児童福祉法に規定する諸施設にて養護又は保護を

受けている方を対象とする料金の無料化を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、6ページの議案第37号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正による補償基礎額等の見直しに伴い、同様の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、8ページの議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で4,405万7,000円を追加し、これにより特別会計及び企業会計を含めた予算総額を213億2,765万5,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

2ページを御覧ください。

12款分担金及び負担金4,000円の増額は、新規入所者の発生に伴う母子生活支援施設入所者負担金4,000円の増額であります。

14款国庫支出金1,735万1,000円の増額は、母子生活支援施設入所措置費負担金238万2,000円、生活扶助費の追加給付に対する生活扶助費等国庫負担金1,219万2,000円、交付額の決定に伴う地域未来交付金30万2,000円及び生活保護システムの改修に対する生活困窮者就労準備支援事業等補助金247万5,000円のそれぞれ増額であります。

15款県支出金192万2,000円の増額は、母子生活支援施設入所措置費負担金119万1,000円及び県補助対象の拡大に伴う子ども医療費補助金73万1,000円の増額であります。

18款繰入金1,748万円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款諸収入490万円の増額は、市内2地区のコミュニティ事業が採択されたことに伴う一般コミュニティ助成事業助成金490万円の追加であります。

21款市債240万円の増額は、矢浜消防団車庫高台移転に伴う消防団施設整備事業債の追加であります。

次に、歳出について説明いたします。

3 ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページを御覧ください。

まず、総務費の企画費では、65歳以上の高齢者の方などのふれあいバス無料化に係る自主運行バス運行委託料450万円、尾鷲市コミュニティバス指定管理料100万円のそれぞれ増額が主なものであります。

コミュニティーセンター費では、市内2地区に対するコミュニティ助成事業補助金490万円の追加及び三木浦コミュニティーセンターの整備を進めるための既存建物現況調査業務委託料32万7,000円、土地測量業務委託料98万4,000円のそれぞれ追加であります。

次に、民生費の社会福祉総務費では、紀北広域連合負担金41万2,000円の増額、老人福祉費では、単価改定に伴う老人福祉施設入所者措置費105万4,000円の増額、子ども医療費は、税法改正等に対応するための子ども医療システム改修業務委託料178万2,000円の追加、母子父子福祉費は、新規入所者の発生に伴う母子生活支援施設入所措置費476万9,000円の増額、生活保護総務費では、生活扶助費の追加給付に対応するための生活保護システム改修業務委託料247万5,000円の追加及び生活扶助費1,625万6,000円の増額は、国が平成25年に行った生活扶助費のデフレ調整に係る最高裁判決を踏まえ、対象者に追加給付するものであります。

次に、消防費の非常備消防費では、矢浜消防団車庫の高台移転を進めるための用地調査測量登記等業務委託料219万5,000円及び設計等業務委託料246万4,000円のそれぞれ追加であります。

5 ページを御覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

「新図書館システム構築業務委託」及び「新図書館システム使用料」の追加につきましては、いずれも令和9年度中に完成予定の新図書館に関するシステム関連費用について債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻りまして9ページを御覧ください。

議案第 39 号「工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）」につきましては、本年 5 月 22 日付で仮契約を締結したため、本請負契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第 35 号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」から、議案第 39 号「工事請負契約について」までの 5 議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第 7、報告第 8 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び日程第 8、報告第 9 号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 8 年度事業計画及び予算について」の報告 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告 2 件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告第 8 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきまして説明いたします。

議案書の 10 ページを御覧ください。

報告第 8 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、津波避難タワー整備事業をはじめとする令和 7 年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

次に、12 ページの報告第 9 号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 8 年度事業計画及び予算について」につきましては、文化・スポーツ振興課長に説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（小川公明議員） 文化・スポーツ振興課長。

〔教育委員会文化・スポーツ振興課長（世古基次君）登壇〕

教育委員会文化・スポーツ振興課長（世古基次君） それでは、報告第 9 号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 8 年度事業計画及び予算について」につきまして説明いたします。

令和 8 年度事業計画及び予算の 1 ページを御覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2 ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3 ページには、令和8年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、4 ページを御覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、せぎやま倶楽部の邦楽の部発表会や夢舞台の発表会、共催事業として教育文化事業、その他コンサートや映画会などを中心とした計画となっております。

次に、6 ページを御覧ください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては基本財産運用益4万4,000円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益311万3,000円は、入場料等収益20万円、貸館利用料収益290万円が主なものであります。

次に、管理受託収益が6,006万1,000円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入5,356万1,000円と文化事業に係る受託収入650万円であります。

予算増額の主な要因は、本年度より文化事業に係る受託収入が増額されたことによるものでございます。

収入の部合計は6,321万9,000円であり、前年度との比較で1,458万5,000円の増額となります。

次に、7 ページを御覧ください。

支出の部、事業費であります。

職員雇用賃金1,655万円は職員4名分の賃金、福利厚生費248万4,000円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費838万1,000円、賃借料13万円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等であります。

委託費2,187万8,000円は、会館保守管理業務委託費等でございます。

手数料223万3,000円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は5,532万6,000円であります。

次に、8ページを御覧ください。

管理費のうち主なものは、職員1名分の職員雇用賃金392万6,000円、委託費155万円は会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は789万3,000円であります。

支出の合計は6,321万9,000円であり、前年度との比較で1,458万5,000円の増額となります。

9ページ及び10ページは、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和8年度事業計画及び予算について」の説明とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

7番、南議員。

7番（南靖久議員） 先ほど説明をいただきました令和7年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書の8号について、若干、中身についてお尋ねをいたしたいと思っております。

先ほど市長が大ざっぱな説明をしていただいて、今回、13億5,000万余りを繰越しされるわけなんですけれども、その中で、特に土木費の道路橋梁費ですか、橋梁長寿命化修繕事業1,277万4,000円の繰越しについてですが、やはりいつ襲ってくるか分からない自然災害等に対応する意味でも、こういった橋梁の修繕というのは速やかに行うべきであると私は考えておりますが、今回いかなる理由をもって繰越しされたのか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） それでは、建設課から説明させていただきます。

7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化修繕事業の繰越しにつきましては、当該事業の進捗を図るため、国からの交付決定額、これを全額活用する形で工事発注しておりましたが、そのうち、矢浜跨線橋の修繕工事につきまして、今年度中に完成が見込めないことから、1,277万4,000円を令和8年度に繰り越したものでございます。

以上です。

議長（小川公明議員） 7 番、南議員。

7 番（南靖久議員） 国からの交付決定によることで、矢浜跨線橋の修繕工事だと思うんですけども、やはり矢浜跨線橋は新しい野球場ができて、もしもの場合の避難ルートの大きな動線になるところでございますので、以前から跨線橋についてはしっかり対応していただきたいという議会からの要望があったように思いますが、これ、いつから始まってくれるんですか、発注予定として。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 既に工事のほうは発注しておりまして、年度内の完成が見込めないことから、繰越しさせていただいたところでございます。

議長（小川公明議員） 7 番、南議員。

7 番（南靖久議員） 今、看板、上がっていますよね。工事はもう発注済みで、予算が繰越しということなんですか。

分かりました。よろしくお願いいたします。

議長（小川公明議員） よろしいですか。

7 番（南靖久議員） はい。

議長（小川公明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、明日 10 日水曜日から 12 日金曜日まで議案調整のため休会とし、15 日月曜日午前 10 時より本会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前 10 時 32 分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 佐 々 木 康 次

署 名 議 員 中 井 勇 気